○　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	別紙様式第１号（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中　間　業　務　報　告　書	中　間　業　務　報　告　書
第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）	第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）
株式会社　　銀行	株式会社　　銀行
年　月　日	年　月　日
金融庁長官　殿	金融庁長官　殿
住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　　名　印	住　所 株式会社　　銀行 代表取締役　氏　　名　印
年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　次	目　次
［第１～第５　略］	［第１～第５　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～７　略］	［１～７　同左］
第１　第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書	第１　第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　自己資本比率の状況	６　自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕	〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法
（単位：百万円）	（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				

意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等Tier１資本				

意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本				

［略］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				

［同左］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				

その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額	
［略］	
Tier２資本	
［略］	
総自己資本	
［略］	
リスク・アセット等	
［略］	
自己資本比率及び資本バッファー	
［略］	
調整項目に係る参考事項	
［略］	
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項	
［略］	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項	
［略］	

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）

その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額	
［同左］	
Tier２資本	
［同左］	
総自己資本	
［同左］	
リスク・アセット等	
［同左］	
自己資本比率及び資本バッファー	
［同左］	
調整項目に係る参考事項	
［同左］	
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項	
［同左］	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）

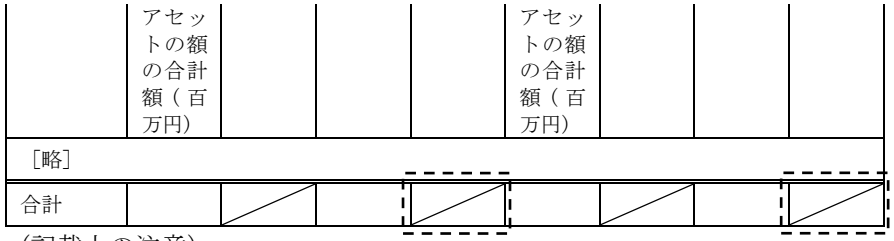

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

５　［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

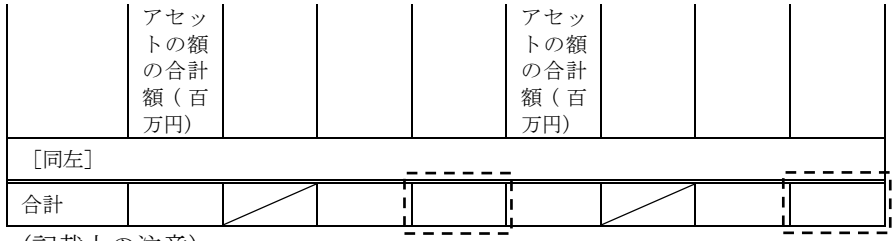

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10％基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシン				

コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10％基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシン				

グ・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

グ・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　第　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　略］

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　第　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　同左］

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係				

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係				

るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等Tier１資本				
［略］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				

るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本				
［同左］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				

その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他 Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有 Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等の Tier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
Tier２資本				
［略］				
総自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率及び資本バッファー				

その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他 Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有 Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等の Tier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本				
［同左］				
総自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率及び資本バッファー				

［略］
調整項目に係る参考事項
［略］
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［略］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

［同左］
調整項目に係る参考事項
［同左］
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［同左］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　同左］

5　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25

５　［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

のを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産				

のを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産				

に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第３号（第 18 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第３号（第 18 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　第　期（　年　月　日から
年　月　日まで）事業概況書

［１～12　略］

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				

［１～７　同左］

第１　第　期（　年　月　日から
年　月　日まで）事業概況書

［１～12　同左］

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲー				

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲー				

ジ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等 Tier１資本				
［略］				
その他 Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他 Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他 Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有 Tier２資本調達手段の額				

ジ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等 Tier１資本				
［同左］				
その他 Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他 Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他 Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有 Tier２資本調達手段の額				

意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
Tier２資本				
［略］				
総自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率及び資本バッファー				
［略］				
調整項目に係る参考事項				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末	前期末

意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本				
［同左］				
総自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率及び資本バッファー				
［同左］				
調整項目に係る参考事項				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末	前期末

エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

５　［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				

少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第３号の２（第 18 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

第１　第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１～13　略］

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算		経過措置による不算

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第３号の２（第 18 条第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

第１　第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

［１～13　同左］

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算		経過措置による不算

		入額		入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				

		入額		入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				

特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等Tier１資本				
［略］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他Tier１資本に係る調整項目				

特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本				
［同左］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他Tier１資本に係る調整項目				

自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				

自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				

Tier２資本
［略］
総自己資本
［略］
リスク・アセット等
［略］
自己資本比率及び資本バッファー
［略］
調整項目に係る参考事項
［略］
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［略］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）

Tier２資本
［同左］
総自己資本
［同左］
リスク・アセット等
［同左］
自己資本比率及び資本バッファー
［同左］
調整項目に係る参考事項
［同左］
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［同左］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）

［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

５　［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サー				

［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成 28 年３月 31 日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年３月 31 日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年３月 31 日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サー				

ビシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す				

ビシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す				

るものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～５　略］

［第２～第５　略］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

るものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１（年　月　日から／年　月　日まで）中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれ				

株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１（年　月　日から／年　月　日まで）中間事業概況書

［１・２　同左］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれ				

ん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10％基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異				

ん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10％基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異				

に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等Tier１資本				
［略］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［略］				

に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本				
［同左］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［同左］				

その他Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
Tier２資本				
［略］				
総自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［略］				
調整項目に係る参考事項				
［略］				

その他Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本				
［同左］				
総自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［同左］				
調整項目に係る参考事項				
［同左］				

Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［略］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
［同左］
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分

５　［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［略］				
うち、退職給付に係るものの額				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るも				

の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［同左］				
［加える。］				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るも				

の以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

の以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第５号の２（第 18 条第４項関係）　（日本産業規格Ａ４）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１・２　同左］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

のを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通				

のを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通				

株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等Tier１資本				
［略］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				

株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本				
［同左］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				

［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
Tier２資本				
［略］				
総自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［略］				
調整項目に係る参考事項				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）

［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本				
［同左］				
総自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［同左］				
調整項目に係る参考事項				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　略］

［削る。］

５　［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［表略］

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

６　［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［略］				
うち、退職給付に係るものの額				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資				

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［同左］				
［加える。］				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資				

本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す				

本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連す				

るものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

るものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第 11 号（第 34 条の 24 第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会　社　名

代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［1～4　略］

5　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

［1～4　同左］

5　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するも				

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するも				

	の額			
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
［略］				
普通株式等 Tier１資本				
［略］				
その他 Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他 Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他 Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有 Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier２資本調達手段及びそ				

	の額			
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
［同左］				
普通株式等 Tier１資本				
［同左］				
その他 Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他 Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他 Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有 Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier２資本調達手段及びそ				

の他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
Tier２資本				
［略］				
総自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［略］				
調整項目に係る参考事項				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ

の他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本				
［同左］				
総自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［同左］				
調整項目に係る参考事項				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ	カウンター・シクリ	各国・地域の金融当	適用されるカウンタ	適用されるカウンタ

・地域	カル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

［2～4　略］

［削る。］

5　［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

・地域	カル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	局が定める比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）	ー・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

［2～4　同左］

5　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6　［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔外部 TLAC 比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［略］				
うち、退職給付に係るものの額				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

［１～３　同左］

〔外部 TLAC 比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［同左］				
［加える。］				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るも				

のを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産				

のを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産				

に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会 社 名

代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第 12 号（第 34 条の 24 第２項関係）　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所

会 社 名

代表取締役　氏　名　印

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～７　略］

８　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［略］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

［１～６　同左］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～７　同左］

８　連結自己資本比率等の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				

適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				

うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
普通株式等Tier１資本				
［略］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［略］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［略］				
その他Tier１資本				
［略］				
Tier１資本				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［略］				
Tier２資本に係る調整項目				

うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
普通株式等Tier１資本				
［同左］				
その他Tier１資本に係る基礎項目				
［同左］				
その他Tier１資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier１資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
［同左］				
その他Tier１資本				
［同左］				
Tier１資本				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目				
［同左］				
Tier２資本に係る調整項目				

自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［略］				
Tier２資本				
［略］				
総自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［略］				
調整項目に係る参考事項				
［略］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［略］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［略］				

（記載上の注意）

［１～８　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
その他金融機関等のTier２資本調達手段及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段の額				
［同左］				
Tier２資本				
［同左］				
総自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
［同左］				
調整項目に係る参考事項				
［同左］				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
［同左］				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～８　同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［略］								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

［２～４　略］

［削る。］

5　［略］

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
［同左］								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社が記載するものとする。

［２～４　同左］

5　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成 28 年３月 31 日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 25 を乗じて得た比率、平成 29 年３月 31 日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年３月 31 日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

6　［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

〔外部 TLAC 比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［略］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［略］				
うち、退職給付に係るものの額				
［略］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・				

〔連結自己資本比率の補完的指標である持株レバレッジ比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

〔外部 TLAC 比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
［同左］				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
［同左］				
［加える。］				
［同左］				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・				

サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関				

サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関				

連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
連結自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

別紙様式第21号（第34条の64の21第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地

名　称

氏　名　印

（記載上の注意）

［１・２　略］

3　法第52条の61の３第１項の規定による登録申請書又は法52条の61の

連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
連結自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第２　［同左］

別紙様式第21号（第34条の64の21第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地

名　称

氏　名　印

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［加える。］

６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

［１～８　略］

別紙様式第22号（第34条の64の21第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名　印

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　法第52条の61の３第１項の規定による登録申請書又は法52条の61の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

［１～８　略］

別紙様式第23号（第34条の64の21第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　年　月　日現在）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称

［１～８　同左］

別紙様式第22号（第34条の64の21第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

電子決済等代行業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代表者氏名　印

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［加える。］

［１～８　同左］

別紙様式第23号（第34条の64の21第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

財産に関する調書（　年　月　日現在）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称

氏　　名 ［表略］ （記載上の注意） １　［略］ ２　法第52条の61の３第１項の規定による登録申請書又は法52条の61の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 ３～８　［略］	氏　　名 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ［加える。］ ２～７　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	